

1. 令和2年7月豪雨による災害に対する金融上の措置について

- 熊本県、福岡県、岐阜県、長野県など全国各地で、豪雨による災害により被災された皆様に対して、心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。
- 今回の豪雨では、これまでに経験のない大雨が継続した結果、各地で河川の氾濫等をまねき、多数の方がお亡くなりになっている。今週になっても、各地で断続的に大雨が続いており、今後の雨量・被災の状況についても、十分な警戒が必要であると承知している。
- 今回の災害に対しては、政府全体として、応急災害対策、新型コロナウイルス感染症も踏まえた被災者の健康確保、被災者の生活再建支援等に全力を挙げていくものであり、
 - ・ 7月14日には、被災者が債務超過に陥った場合にも一定期間は破産手続きが開始されずに済むようになる等の行政上の特例が適用される「特定非常災害」に、今回の豪雨を指定したほか、
 - ・ 金融面でも、災害救助法の適用を受ける6県（長野県、岐阜県、福岡県、熊本県、大分県、鹿児島県）について、各地の財務局より「金融上の措置要請」を金融機関等に発出させていただく、など、取り組んでいるところ。
- 金融機関においても、例えば被災地で店舗やATMが浸水する、職員の皆様やそのご家族等に被災された方がいらっしゃるなど、豪雨による被災・影響を受けているものと承知しており、心よりお見舞い申し上げます。
- その上で、被災地で営業している金融機関におかれては、こうした要請なども踏まえて、被災からの復旧・復興に向けて、日ごろからのリレーションを活かして被災者の声やニーズを十分に把握し、被災者の立場に立って、きめ細かな支援を行っていただくよう、改めてお願いしたい。

2. 2019 事務年度におけるモニタリング結果等の公表について

- 金融庁総合政策局が昨事務年度に実施したモニタリングの結果等について、6月に公表したところ。お時間のある際に金融庁HPからご覧いただければ幸い。
- モニタリング結果は、金融機関と当局のより良い実務に向けた対話の材料とするために取りまとめさせていただいている。各金融機関におかれては、当該モニタリング結果も活用しながら、管理態勢の整備や高度化に向けた創意・工夫を積み重ねていただくとともに、金融庁としても、今後、モニタリングや「対話」において、具体的な活用を図ってまいりたい。

3. 地域金融機関のビジネスモデルの構築に向けて

- これまで金融庁より、
 - ・ 地域金融機関を取り巻く環境は、低金利環境の継続や人口減少・高齢化、デジタルイゼーションの進展等により厳しい状況が続いており、地域金融機関については、持続可能なビジネスモデルの構築が課題であること
 - ・ このためには、経営トップの皆様の、経営としての決断と実行が重要であり、具体的なアクションに踏み出していただきたい

旨を述べてきたところ。

- 例えば、昨年年頭の意見交換会では、

「各金融機関が、経営トップのリーダーシップの下、単独で経営を続ける場合であっても、業務提携で金融サービスの幅を拡大させる場合であっても、経営統合の形で抜本的に組織・体制の再構築を行い健全性と金融仲介のレベルを上げていこうとする場合であっても、地域金融機関のトップの皆様が、持続可能な経営を確立するためにどのような決断を下し、その実現に向けてどのような施策を実行するかが極めて重要。抜本的な経営改革は、自らの任期中に決断し、実現するとの強い認識を、もっていただきたい」旨
- また、本年年頭の意見交換会では、

「ビジネスの在り方については、当局から、これが良い・あれはよくない、といった評価を申し上げるような話ではなく、各金融機関の経営判断に属する事項。地域金融機関のトップの皆様が、自行の経営に何が必要か、そのために何ができるのか、検討を尽くしていただきたい。従来の考え方・枠組みに捉われず、外部人材の活用も含め、新たな発想・知見、異なる分野・組織の経験・リソースも活用して、検討を重ねていただきたい。多くの金融機関にとって、令和の実質初年の本年を、抜本的な経営改革に向けた、決断と実行の年にしていただきたい」

旨を申し上げた。

- その後、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大する中で、各金融機関では事業者の資金繰り・本業支援に取り組んでいただいているが、持続可能なビジネスモデルの構築に向けた決断と実行が重要であることには全く変わりはなく、むしろ、感染症による幅広い経済への影響が出つつある中で、より短い時間軸で、具体的な対応を進めていただく必要があると考えている。
- 金融庁としても、地域金融機関が経営改革と持続可能なビジネスモデルの構築を進めることが出来るよう、規制緩和などの新たな取組みを促す制度整備や、金融機関ごとに異なる「時間軸」や「経営理念」も意識したモニタリングや対話の工夫など、施策を積み重ねてきたところ。いずれも、
 - ・ 地域金融機関が、顧客事業者や地域経済の発展につながる「金融仲介機能」を地域のために発揮していただくこと
 - ・ また、こうした金融仲介機能を将来にわたって地域金融機関が果たしていくためにも、金融機関自身が、フォワードルッキングに、収益性と、「健全性（プルーデンス）」を確保していただくことすなわち、「金融仲介」と「健全性」を両立していくことが重要であるとの視座に立って、実施してきたもの。
- 特に、この2年間の施策の現在の実施状況について、昨年8月に取りまとめた「地域金融機関の持続可能なビジネスの構築に向けたパッケージ策」に掲げられた施策を中心にご紹介すると、
 - ① 昨年6月に、将来にわたる収益性・健全性を確保していく観点から、足

許の状況に止まらない、将来の見通し・シミュレーション等に基づき地域金融機関をモニタリングし、早期の経営改善等に向けた対応を促していくための「早期警戒制度」の改正を行い、この1年間継続的に、対象となる金融機関と、対話を行ってきた。

② また、地域金融機関が、地域における事業者支援や地域経済活性化等の取組みを進めやすくするよう、業務範囲についての規制緩和を実行してきた。具体的には、

- ・ 地域活性化や事業承継等を行う企業への出資について、5%ルールを緩和する（令和元年10月）
- ・ 地域商社について、地域銀行が100%まで出資することが可能である旨を明確化する（令和元年10月）
- ・ 人材育成や良質な顧客向けサービスの提供に取り組みやすくなるよう、人事ローテーション等、金融機関の人材配置を定める監督指針の規定を削除する（令和元年12月）

といったもの。

③ また、地域金融機関の経営陣・社外取締役等が、自らの経営のあり方について検討する際に重要と考えられる論点を、「地域金融機関の経営とガバナンスの向上に資する主要論点（コア・イシュー）」として本年3月に策定し、以後「コア・イシュー」に基づく対話を進めている。

④ さらに、経営統合については、金融機関が、地域で基盤となる貸出や本業支援などのサービスを将来にわたって維持していくために必要な場合には、一定の要件・モニタリングの下で、地域における金融機関間の経営統合等について、独占禁止法の適用を除外する「特例法」を、政府として国会に提出した。法案は、本年5月に成立し、11月に施行予定となっている。

⑤ こうしたことのほか、金融機関と金融庁・財務局との対話についても、地域金融機関の皆様を経営上の課題や改善に向けた「気づき」を得て頂くなど、実効的なものになるよう、工夫を行ってきた。例えば、

- ・ 貴協会にもご協力いただいて、本日のような頭取との意見交換に加

え、「常務・専務クラスの方々と、経営戦略や収益管理等について、悩みや工夫を共有する意見交換会」、「現場を支える支店長の皆様と、支店運営や、顧客のニーズに合わせてサービス提供を行う際の課題等について話し合う意見交換会」を毎月実施する

- ・ また、個別に金融機関と対話を行う場面でも、「心理的安全性」を確保して議論を深められるよう、トップの皆様のほか、社外取締役、本部職員、支店長や営業職員などを含む幅広い階層の役職員の方々と、「1対1」や「グループディスカッション」で議論を行う

など、試行錯誤を行ってきた。また、こうした対話のあり方等について、財務局の職員を含む地域金融の担当職員が共通認識をもって、モニタリングを進めていくよう、本庁と財務局の間で、テレビ会議等も活用して週次単位で情報・認識共有を図るなど、当局側の態勢整備にも取り組んできた。

○ 足許では、各金融機関において、持続可能なビジネスモデルに向け、様々な動きが見られている。例えば、

- ① 他の銀行との資本提携等を進める動き
- ② 銀行業、地域企業へのコンサルティング事業に加え、「まちづくり」、「地域商社」などに乗り出す動き
- ③ 郵便局も活用し、店舗・コスト戦略に取り組む動き
- ④ 他の金融機関と資本・業務面の連携を通じて、システム面・有価証券運用面の改革に取り組む動き
- ⑤ 新たなシステムを用いたデジタル化等に取り組む動き
- ⑥ 事業会社を含めた社内外から、人材を抜擢・登用する動き

○ このように様々な動きは見られているが、全体として多くの地域銀行で経営改革が進んでいる、というところまでは至っていない。先ほども申し上げたとおり、感染症により幅広い経済影響が出つつある中で、より短い時間軸で対応を進めていただく必要があると考えており、改めて、経営トップの皆様方におかれては、「今できることは何か」、具体的に検討を行い、着実に行動に移していただくよう、お願いしたい。

4. 新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応について

- 今後の事業者支援と地域経済の発展の観点からは、新型コロナウイルス感染症から順次社会経済活動を回復させ、どのように事業と経済の再生を図っていくか、これに金融機関としてどの様にかかわっていくか、が何より重要である。
 - 新型コロナウイルス感染症への対応については、国内での感染が拡大した3月以降、事業者の資金繰りに関する不安の声が広がる中で、金融庁としても、再三に亘り事業者の資金繰り支援に関する要請を出させていただき、併せて、実際の事業者支援の状況について、「特別ヒアリング」などで随時状況を確認させていただいている。
 - こうしたヒアリングを通じて、又はその他様々なところから、金融機関の取組みについて、
 - ① 資金繰りがひっ迫した急場の場面で、新規資金や条件変更について、即日又は短期に判断することとし、資金繰り支援を行っている間に、今後の事業・対応方針について事業者と丁寧に議論する
 - ② 日本政策金融公庫や保証協会、自治体などの地域の関係者で連携して、混雑している窓口へ人材を派遣する、これまでの役割分担にとらわれずに金融機関が「ワンストップ」で手続きを進める、併せて関係者間で手続きや書面の簡素化を図っていく
 - ③ 融資に止まらない本業支援として、販売が減少した事業者に対して他の事業者とのマッチングを通じた販路拡大を行う、新型コロナウイルス感染症対策で店舗を開けない又は顧客訪問が出来ない事業者に、インターネットを通じた販売支援や、顧客への電子セールス・システムを持つ他の取引先（IT業者）を紹介する
- など、様々な事例を伺っているところであり、各金融機関において、政府の資金繰り支援策なども活用して、連休中も含めて、事業者支援に取り組んでいただいたものと考えており、感謝申し上げたい。
- 今後は、事業者において、新型コロナウイルス感染症の状況を見極めながら、新しい生活様式を踏まえた事業展開のあり方など、コロナ後を見据えた

経営改善・事業再生等の取組みが一層重要になってくる。

○ 特に、感染症を踏まえて顧客ニーズや需要がどのように変化し、こうした変化に、事業の見直しや再構築を含めてどの様に対応していくことが出来るかについては、今後の感染症の動向や、これを踏まえた事業者の売上・収益の動向等に関する不確実性も高い中で、事業者に過度に精緻な見通しを求めるのではなく、事業者と金融機関が可能な範囲で見通しを持ち合いながら、経営者と丁寧に議論していただくことが重要である。

○ 各金融機関においては、これまでも、事業者の経営課題を分析し、課題に応じて、融資等に止まらない事業者の本業支援、経営改善支援に取り組んでいただいているものと承知しているが、引き続き、新型コロナを踏まえて、それぞれの事業者に、どのような支援が最適・必要か、よく見極めていただきつつ、

- ・ 信用保証協会、事業再生支援協議会、事業引継ぎ支援センターといった地域関係機関とも連携し、また、
- ・ REVIC や中小企業基盤整備機構によるファンド、日本政策金融公庫等による資本性ローンなど、補正予算で手当て・拡充された政府の資本性支援策も活用しつつ、

地域の事業者の経営力の強化・事業の再生に取り組んでいただくよう、お願いしたい。

○ また、新型コロナウイルス感染症は、事業者の事業のあり方のほか、地域金融機関にとっても、店舗や業務のあり方を含めて、変革の機会になり得るものと考えている。

○ 金融機関においても、新型コロナウイルス感染症を踏まえた新たな業務のあり方として、顧客や保証協会との手続き等のデジタル化や、システムの高度化等について、取り組む余地があるものについては積極的にご検討をお願いしたい。

5. 地域課題解決支援について

○ 金融庁の若手職員が、自主的な政策提案の枠組み（政策オープンラボ）と

して開始し、金融庁としても今事務年度「地域課題解決支援室」を立ち上げて支援してきた「地域課題解決支援」の取組みについて、申し上げたい。

- 「地域課題解決支援」の取組みは、人口減少や産業縮小などの「地元や地域の課題の解決に、既存の業務の枠を超えて少しでもお手伝いしたい」との意識をもつ庁内の若手職員が、地域に飛び込んで、キーパーソンである地方自治体や地域金融機関の有志と議論をさせていただいて、各地の実情・課題を伺い、その解決に向けて相互に意見を出し合い、具体的な解決策を企画・実行していく、というコンセプトで（「地方と中央、官と民の結節点になる」ことを目指して）、この2年間取り組んできたもの。

- 具体的には、

- ・ 熱量の高い金融機関や国・自治体、民間企業等の有志が肩書を外して交流し、問題意識やノウハウを共有する場（ちいきん会）を立ち上げ、1,400人程度のネットワークを構築する
- ・ ちいきん会の場で寄せられた課題に対して、関係者と一緒に解決方法を考える対話会（ダイアログ）を立ち上げ、地域ごとに、課題解決のプロジェクトを進めていく

といった取組みなどを進め、結果、例えば、

- ・ 東北地方の中小企業と、首都圏に住む大企業等での勤務経験のある専門人材（「新現役」）とをつなぐオンライン・遠隔での人材マッチングイベント（「新現役交流会 2.0」）を開催し、東北の企業43社と、東京の企業OB約100名をつなぎ、参加者の7割を超すマッチングを実現する

といった成果も出しつつあるところ。

- 地域金融機関は、地域の抱える課題の解決主体になっていくことが求められている。このように、地域の民と官の関係者がネットワークでつながり、実際の取組みに繋げていく動きは、地域経済の活性化の新たな切り口となるだけでなく、金融庁はもとより、地域金融機関にとっても、人材育成や組織活性化につながっていく効果もあるのではないかと考えている。

- 特に、地域金融機関においては、地域経済への貢献を志して入行しながら、志半ばで去っていく若手の存在が大きな課題となっていると、皆様からも

よく伺っているが、こうした観点からも、若手職員の地域貢献を後押しする取組みは、若手職員のやる気を刺激する一つの手法になり得るのではないかと考えている。

- 若手職員を中心としたプロジェクトとして取組みを行う場合、彼らが成功体験を得られるような実りある成果につなげるには、管理職による指導や組織としての支援等が必要となる場面もある。こうした場合には、頭取の皆様におかれても、各金融機関の職員の真摯な取組みに力を貸して頂いて、それぞれの職員が、自らの能力や地域貢献への熱意を解放できるよう、後押ししていただけるとありがたいと考えている。

6. 「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績の公表について

- 平成31年度の「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」）の活用実績を6月30日に公表したところ。平成31年度の無保証融資割合は21.4%、代表者交代時の二重徴求割合は12.9%となり引続き、改善傾向は継続している。
- しかしながら、無保証融資割合、二重徴求割合は、引き続き、改善の余地は十分にあることから、各金融機関におかれては、例えば、当庁が公表している「ガイドライン」の組織的な取組み事例集等も参考にすることで、「ガイドライン」を積極的に活用し、担保・保証に過度に依存しない融資慣行の確立を目指していただきたい。
- また、本年4月からは、事業承継時には原則、前経営者・後継者から二重には保証を求めないこととする、事業承継時に焦点を当てた「ガイドライン」の特則の適用が開始されたところである。各金融機関におかれては、「ガイドライン」の特則の積極的な活用により、円滑な事業承継支援をお願いしたい。

7. 書面・押印等の制度・慣行の見直しについて

- 先般、総理指示を踏まえ、規制改革推進会議が、新型コロナウイルス感染症への対応として、書面・押印・対面を要する行政手続の見直しに関して経

済団体から寄せられた要望について検討を進めた結果、「規制改革推進に関する答申」が取りまとめられたところ。

- 「規制改革推進に関する答申」では、各省庁は、書面・押印・対面を要する行政手続について、新型コロナウイルスの感染が収束するまでの間、可及的速やかに緊急的な対応措置を講じるとともに、制度的な見直しについても進めていくこととする旨が記載されており、また、同答申により示された規制改革事項について着実な実施を図っていくため、「規制改革実施計画」が定められた。

(官民の書面・押印・対面手続の見直し)

- 当庁としては、こうした経緯を踏まえ、電子化や法令の改正等を含む、制度的な対応の準備が整うまでの当面の間、緊急的な対応措置として、金融機関等による当局への申請・届出について、近日中に通知を発出し、以下のような対応を行うこととしたいと考えているので、よろしくお願ひしたい。
 - 1 e-Gov または金融庁業務統合システム（以下「e-Gov 等」という。）に対応していない申請・届出について、システム対応するまでの間、原則として、eメールによる受付も可能とする。また、e-Gov 等に対応している申請・届出についても、申請者側に、e-Gov 等による提出の整備環境が無い場合においては、eメール受付も可能とする。
 - 2 押印（及び印鑑証明書の添付）の無い申請・届出等についても有効とする。
 - 3 公的機関が発行する添付書類（登記事項証明書、住民票の写し、身分証明書、戸籍謄本等）については、1ヶ月を目途として後日原本を送付することを前提に、電子データによる提出を可能とする。

(協会と会員間の書面・押印・対面手続の見直し)

- また、貴協会におかれても、こうした政府の方針を踏まえ、貴協会会員から求めている報告・届出等に関しては、可能な限り、書面・押印・対面を無くすよう、取り組んでいただきたい。

(民民の書面・押印・対面手続の見直し)

- 加えて、金融庁では、金融機関に関連した民民の書面・押印等の商慣行について見直しを行うため、「金融業界における書面・押印・対面手続の見直

しに向けた検討会」を立ち上げ、これまで2回の会合を開催している。貴協会にも御参加いただき、感謝申し上げます。

- 検討会の開始以後、内閣府・法務省・経済産業省から「押印についてのQ & A」が公表され、今月2日には、前述のように、「規制改革推進に関する答申」が公表された。検討会においては、これらも踏まえながら、金融関連の書面・押印・対面手続の見直し・電子化を促進する際の課題を整理した上で、その解決に向けてどのような対応が可能か検討していきたい。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言は解除されたが、金融機関は、経済インフラである金融サービスを継続して提供する必要があることから、今後もこのような事態に備え、リモートによる手続が可能となるよう取り組むことが重要である。また、経済社会のデジタルイゼーションがグローバルに加速する中、金融分野においても、利用者利便の向上や生産性向上のため、デジタル化の流れを促進することが一層重要となっている。
- デジタル化の促進は、金融機関にとって、業務効率化やコスト削減に資するのみならず、デジタル技術を通じた金融サービスの高度化・多様化による顧客利便の向上により、ビジネス拡大にも資するものでもある。既にデジタル化を加速させるべく様々な取組みを開始している金融機関もあり、デジタル化の取組みが今後の金融機関の業績にも影響を与えられとされる。
- デジタル化の促進のためには、将来を見据えた明確な戦略の下、深く根付いた従前の慣行や意識を抜本的に見直し、デジタル化を前提とした新たなワークフローを構築する必要がある。こうした改革は事務レベルに任せておいたのでは進捗することは難しく、経営トップが強力なイニシアティブを発揮することが重要となる。皆様方のリーダーシップに期待したい。

8. 顧客本位の業務運営について

- 金融庁では、今月、「投資信託等の販売会社による顧客本位の業務運営のモニタリング結果」を公表した。本年の2月の意見交換会で金融庁からお話した内容と一部重複する部分もあるが、その一部を紹介させていただく。

- 昨事務年度、苦情が増加傾向にあった外貨建保険を中心に金融機関の販売態勢をモニタリングしたところ、金利低下等により商品の魅力が低下しているにもかかわらず、依然として外貨建保険の販売に過度なインセンティブを与えかねない業績評価体系により、顧客ニーズ・適合性に合わない過度な販売推進が行われている可能性や、大口入金先に金利の優位性をアピールした販売を実施した結果、預金と誤認したとの苦情が発生している事例が見られた。さらに、ライフプランに基づく顧客宛提案や、他の金融商品との比較が可能となる適切な情報提供を行っていないなどの事例が認められた。
- また、金融事業者の取組みの「見える化」について、「原則」採択事業者数こそ増加しているものの、多くの事業者では、取組方針が概念的な内容に留まっており、顧客に対して、自社の取組みや取組成果を分かりやすく情報発信する動きは限定的であった。
- 金融庁としては、引き続き、対話を通じて、販売会社の取組みの改善を進めるとともに、こうした取組みの「見える化」を通じ、顧客が、販売会社の取組みを参考にしながら、複数の販売会社を比較し選択するという顧客の金融行動の変化につながるよう販売会社の比較可能性について改善を行っていく。

9. 金融デジタル化の推進について

- 金融庁は平成 30 事務年度以来、金融デジタル化戦略を金融行政の新たな柱として掲げ、11 の施策を推進し、令和元事務年度では、その後の内外経済のデジタル化の進展を踏まえ、重点 5 分野の新たな取組みへと再構成し、金融デジタル化戦略の取組みを加速してきた。
- また、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、テレワークや各種サービスのリモート化・オンライン化の取組みが加速し、我が国のデジタル・トランスフォーメーションが一気に進捗する見込みの中、金融庁としてもこうした時流に後れを取ることなくフォワードルッキングに取

組みを進めていく。

- 今事務年度においては、データ利活用の推進に資するセキュリティ向上など FinTech 事業者と金融機関とのデータ連携に係る課題の解決に取り組むコンソーシアムの立ち上げや、RegTech/SupTech 促進のためのハッカソンの開催等、新たな取り組みにもチャレンジしていく。
- 金融庁としては、引き続き、利用者利便や生産性の向上に繋がる新たな金融サービスの創出を目指す多様なプレイヤーのチャレンジを後押ししていく。金融業界の皆さんにおかれては、健全なイノベーションを促進していただく中で、金融行政上の課題等があれば、是非、忌憚なくご意見・ご提案を頂きたい。

10. 資産形成に向けた取組みについて

- 金融経済教育は、家計が、適切な金融リテラシーに基づいて、安定的に資産形成に取り組んでいただく、また、顧客本位のサービスを提供する金融機関やパフォーマンスの良い金融商品を選択していただき、こうしたサービス・商品の供給を促す、という、インベストメント・チェーンが機能を発揮するうえで、基盤となる施策。このため、この2年間、①対面での取組み、②オンラインでの取組み、③コンテンツ作り、の大きく三つの観点から、様々な取組みを行ってきた。
- 金融庁を含め、金融経済教育については、それぞれの業界でもご努力いただいているところ、貴協会においても、熱心に取り組まれている会社も多いと承知している。
- 一方、真に国民全体の金融リテラシーの向上という目的を達成するためには、より総合的な視野に立って取り組むことが大事である。
- 現在、金融経済教育推進会議が、各主体の活動を取りまとめた上で、有識者の意見をいただきながら、全体として推進していく場と位置付けられている。今後、推進会議がより一層司令塔としての機能を強化していくことも必要と感じている。
- 金融庁としては、今後も金融経済教育推進会議での議論を通じて、我が国

の金融経済教育がより総合的なものとなるよう取り組んでいく考え。業界の皆様にもご協力いただきたい。

- さらに、家計の安定的な資産形成を促進するため、税制面から長期・積立・分散投資を支援することも有効なツールと考えている。令和2年度税制改正では、貴協会の皆様にもご協力いただき、NISA 制度の見直し・延長が措置された。この場をお借りして改めて感謝申し上げる。
- 先日、今年3月末時点のNISAに関するデータを公表したが、一般NISAは約1,186万口座、つみたてNISAは約220万口座となった。各々、制度開始から依然順調に増加しているが、まだまだ道半ばである。引き続き、皆様とともに大きな目標に向けて取組みを進めていきたい。

11. 金融行政モニター制度の一層の活用について

- 金融行政モニター制度は、金融行政全般に関する率直な意見・提言・批判等が金融行政モニター委員から金融庁にフィードバックされる仕組みとなっている。
- 金融行政に対し、直接ではなく誰が言ったかも匿名する形で意見等を言える点が金融行政モニター制度のメリットであり、例えば、行政の枠組全体に不満があれば、そのまま本音を言っていただいで構わない。
- こうした率直な指摘を金融庁にいただくチャネルとして、金融行政モニター制度の趣旨を汲んでいただくとともに、積極的に意見を寄せて活用いただけると幸い。

12. 日本市場の国際金融ハブ機能の強化について

- 日本市場が世界・アジアの国際金融ハブとしての機能を強化していくことは、日本における雇用・産業の創出や経済力の向上に資するとともに、世界・アジアの金融市場の地政学的リスク・災害リスク等に対する強靱性を高める上でも重要である。政府としては、これまで以上に、国際金融ハブ機能の強化に取り組んでいきたいと考えている。

- このため、金融庁としても、例えば、
 - ・ 海外金融機関等の登録等の迅速化・金融行政サービスの英語による提供等、受入れに係る環境整備
 - ・ 金融人材等の海外プロフェッショナル人材の受入れ促進
 - ・ 日本における資産運用の高度化
 - ・ 国によるマーケティング・プロモーション活動の抜本的強化等の施策への取組みを強化していく考え。
- 海外に開かれた金融市場としていくためには、政府のみならず自主規制団体や業界が果たす役割も重要であり、皆様のご理解とご協力が不可欠なものである。例えば、海外金融機関等の受入れに係る環境整備に関しては、関係者より、①自主規制団体等への報告内容・形式の一元化やクラウド化・ポータル化、②自主規制サービスの英語による提供、③コンプライアンス・オフィサーの紹介体制の構築、といった要望が寄せられている。こうした点を含めて、国際金融ハブ機能の強化に向けた取組みについて、貴協会におかれても、改めてご検討をお願い申し上げます。
- また、国際金融ハブ機能の強化に向けて、どのような課題があり、どのような取組みが考えられるのか、是非、一緒に議論させていただきたいと考えているので、積極的に御意見・御提案を頂ければ幸い。

13. LIBOR 公表停止に係る日本円金利指標におけるロードマップ等について

- 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響を受けて、各国における移行作業に一定の影響が見られるものの、英国の検討委員会および英国当局は 2021 年末という LIBOR 移行期限に変更はないことを表明しており、FSB においても国際的な金融システムを強化する不可欠な作業として確認されていることから、本邦としても、「2021 年末」という時限を引き続き意識して金利指標改革に取り組むことが必要である。
- 日本円金利指標に関する検討委員会においては、7 月 16 日に「LIBOR 公表停止に備えた本邦での移行計画」（以下、「本邦移行計画」）が取りまとめられる予定であるが、各金融機関においては、本邦移行計画で示されたスケ

ジュールに則った対応を進めるよう努めていただきたい。また、6月1日に主要な金融機関の経営トップに対して発出した「LIBOR 公表停止に向けた対応状況の確認等を目的とした代表者宛通知」（いわゆる Dear CEO レター）に記載した内容も参考にしつつ、経営陣の主体的かつ積極的な関与の下で、LIBOR の恒久的な公表停止に備えた対応をより一層進めていただくことが必要である。

- 各金融機関が個別に策定している LIBOR からの移行計画についても、これらを踏まえ、フィージブルな計画となっているか、対応を追加すべき点はないかといった観点から、必要に応じてアップデートを行っていただきたい。
- 金融庁としても、それぞれの移行計画に沿って適切に取組みが進められているか、モニタリングを通じて確認していく。特に、本年下半期には、ISDA のフォールバックの検討が最終化し、プロトコルを批准した当事者間で ISDA デリバティブについてフォールバックの手当てが可能となるほか、検討委員会においてスプレッド調整手法の具体化が図られることで、顧客との協議がより円滑に進められるようになるなど、各金融機関において代替金利指標への移行、あるいはフォールバック条項を具備した契約変更の取組みを大きく進捗させることが出来ると期待している。
- こうした取組みの進捗については、年明けにも本年 12 月末時点の LIBOR 利用状況調査を実施させていただき予定である。また、その結果に基づき、取組みの進捗に遅れが見られる場合には、更に詳細な報告を求めることも念頭に置いている。2021 年末まで残された時間的猶予は少なく、万が一にも顧客に対する混乱を生じさせることのないよう、経営陣の責任においてしっかりと対応願いたい。

14. BGIN について

- 我が国が議長国を務めた 2019 年の G20 では、ブロックチェーン技術に基づく分散型金融システムのガバナンスに関する問題を提起し、規制当局や技術者等を含む幅広いステークホルダーとの間の対話を強化することの重要性について国際的な合意が得られた。これを受け、本年 3 月には、ブロッ

クチェーンに関する新しい国際ネットワークである Blockchain Governance Initiative Network (BGIN) が設立され、先日第1回のオンラインミーティングが開催されたところ。BGIN はオープンかつ中立的な組織であり、誰でも参加することが可能であるため、ご関心のある方はぜひこうした国際的なイニシアティブに参画いただければと思う。

- なお、新型コロナウイルス感染症の影響で開催を延期していた国際会議「Blockchain Global Governance Conference (BG2C)」を、日本経済新聞社との共催により、本年8月24、25日に開催する方向で調整しているところ。
- 詳細は随時公式HPに掲載予定だが、金融機関の中でもご関心のある方は、ぜひイベントに参加いただければと思う。

(以 上)